

令和5年12月農業委員会定例総会議事録

1 開催日時

令和5年12月25日（月）

開会 午後3時30分

閉会 午後4時30分

2 開催場所

尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）

3 出席委員

農業委員 11名

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

事務局長、事務局次長、課長補佐、主査2名

7 議題等

第21号議案 農用地利用計画の変更について

第22号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第23号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第24号議案 農用地利用集積計画の決定について

報告事項19 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について

8 会議の要旨

<p>会 長</p>	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、11名です。 定足数に達しておりますので、これより12月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>【異議なしの声】</p>
<p>会 長</p>	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、飯沼勝則委員、松原圭子委員にお願いをいたします。 本日の付議事件は、第21号議案「農用地利用計画の変更について」が1件、第22号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」が1件、第23号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が4件、第24号議案「農用地利用集積計画の決定について」が1件、</p>

	<p>でございますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ですが、第21号議案「農用地利用計画の変更について」、事務局より説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>それでは、第21号議案「農用地利用計画の変更について」説明します。</p> <p>この議案は、農業振興地域整備計画に定められている農用地利用計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、市町村長が農業委員会の意見を聴くものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>調書の説明は以上でございます。</p> <p>また、市の変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満たす理由について、担当より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>【変更内容個別検討調書説明】</p> <p>第21号議案の説明は、以上でございます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
水野洋子 委 員	<p>12月15日、水野政起委員、横井利夫委員と現地を調査しました。申出地は城山街道を東に向かい、旭丘小学校前の次の信号を左折、200メートル程の医院駐車場の手前を左折し、100メートル程西に位置しています。</p> <p>現地は現在3名の方が家庭菜園を営んでいます。また、周囲の様子は北側道路に家が建ち並び、南側は道路を挟んで1件家が建っています。</p> <p>申請者は結婚して現在アパートに住んでおり、分家住宅を建築するものです。なお、200メートル程西に両親の家がありますが、そこには将来姉夫婦が同居する予定です。</p> <p>周囲への影響ですが、1階建て住宅のため日照権等の問題は少なく、雨水、生活排水は隣のU字溝に流れる予定です。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としては、本申出はやむを得ないと考えます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第21号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、採決に移ります。第21号議案について、賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>

会 長	<p>挙手全員により、第 2 1 号議案について賛成することに決定しました。</p> <p>続いて、第 2 2 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>それでは、第 2 2 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>この議案は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>第 2 2 号議案の説明は、以上でございます。農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
横井利夫 委 員	<p>1 2 月 1 5 日、水野政起委員、水野洋子委員と現地を調査しました。申請地は西大道町六兵衛前地内で瀬戸街道・西大道町信号から南に約 1 2 0 メートル、天神川・六兵衛前橋から北に約 1 2 0 メートルに位置しており、申請地周辺は、細い道路が入り組んだ市街化区域内の住宅街です。</p> <p>申請地は登記簿上地目が宅地、現況地目が畑で、面積 3 5 2 . 4 6 平方メートル、旗竿形の土地で、果樹、柑橘類が植わっています。</p> <p>申請目的は、所有権を取得して自作農園を営むことです。理由は、譲受人は最近仕事をやめ、家庭菜園で自分で作ったものを食べたいと思ったことがきっかけで、農業経験は実家の家庭菜園を手伝っていたことです。従事者は 4 名の予定で、市外在住の譲受人が尾張旭市を選んだ理由は、譲渡人から現在の畑の作物を引継ぎ、栽培方法を教えてもらえることが大きな要因となっています。</p> <p>申請地周辺の影響は、現況と同様で近隣の土地、農地に影響はありません。</p> <p>許可基準からみた意見につきましては、個人が農業に参入する場合の要件を満たしていることから、調査員の意見としては、許可の基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第 2 2 号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
若杉 満 委 員	<p>住所が遠方ですが問題はありませんか。</p>

横井利夫 委 員	車で通うとのこと。また、妹は電車で通う場合があるとのこと。です。
会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。 第 2 2 号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第 2 2 号議案については、許可相当とすることに決まりました。 続いて、第 2 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。
課長補佐	それでは、第 2 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」説明します。 この議案は、農地法第 5 条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。なお、申請が 4 件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いいたします。 【番号 1 調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。 その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしく申し上げます。番号 1 の説明は以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
松原昭平 委 員	1 2 月 1 7 日、荒谷弘美委員、松原圭子委員と現地を調査しました。 申請地は稲葉町の墓地の南側で、農用地利用計画の変更の際に調査した時と同様の状況でした。また、畑と道路の境目の法面が綺麗になっていました。 以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。
会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。 番号 1 について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので、これより採決に移ります。 番号 1 について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】

会 長	<p>挙手全員により、番号1については、許可相当とすることに決まりました。続いて、番号2について、事務局から説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>【番号2 調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。番号2の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
荒谷弘美 委 員	<p>12月17日、松原圭子委員、松原昭平委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、文化会館を南進し、児童館の西南約200メートルに位置しています。</p> <p>現在申請者は市内4ヶ所を借りて資材置場としています。うち2ヶ所の契約終了に伴い、そこにある資材を集約できる広さの土地を探して交渉を重ねていましたが、条件が折り合いませんでした。今回、予算、必要資材の量、アクセスの良さ全てを網羅している本件土地を見つけ、代替地としたいという申請です。</p> <p>水道使用の予定はありませんが敷地内は砂利敷きにし、雨水は北側に側溝を新設、東側既設側溝に排水し、公共雨水管に流す予定になっています。このことから、隣接住宅及び周辺農地には影響がないものと考えます。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>番号2について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、これより採決に移ります。</p> <p>番号2について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、番号2については、許可相当とすることに決まりました。続いて、番号3について、事務局から説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>【番号3 調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。番号3の説明は以上でございます。</p>

会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
<p>柁原圭子 委 員</p>	<p>12月17日、荒谷弘美委員、柁原昭平委員と現地を調査しました。</p> <p>今回の申請地は以前に農用地区域除外の申出で調査したもので、内容は前回のとおりで、田691平方メートルのうち318平方メートルと半分弱を転用して鉄骨2階建ての住宅を建築するものです。</p> <p>排水は道路対面の既設の側溝より公共側溝を經由して矢田川に放流する予定です。また、南側道路との高低差があり、土砂の流出を防止するためコンクリートブロックの擁壁とします。</p> <p>北側は田、西側は譲渡人の所有農地です。生活雑排水は合併浄化槽を設けて浄化し、雨水とともに南側道路の対面側溝に排水予定です。</p> <p>なお、万一周辺農地に被害を及ぼしたときは責任を持って解決する旨の記載があります。また、資金面も問題ないことが確認できます。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>番号3について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、これより採決に移ります。</p> <p>番号3について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、番号3については、許可相当とすることに決まりました。続いて、番号4について、事務局から説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>【番号4 調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。番号4の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
<p>荒谷弘美 委 員</p>	<p>本議案は本年9月に農地利用計画の変更として審議いただいた内容です。</p> <p>12月17日、柁原圭子委員、柁原昭平委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は北山町地内で中央通りを南下し、西の野町五丁目交差点を東へ約80メートル程進んだところに位置しています。東側はマンション、西側は田となっています。</p> <p>転用目的はマンション住民の駐車場の確保で280平方メートルの</p>

	<p>土地に10台分の駐車場を確保するものです。</p> <p>申請理由は、以前契約していた駐車場の更新ができず、マンション住民や付近の住民に多大な迷惑をかけるということで、新たな駐車場を探していたところ、今回マンションから比較的近い申請地を土地所有者から貸してもらうことになったためです。</p> <p>申請地の造成費用はマンション管理組合から捻出し、分筆された既存の隣接土地の境界線を砕石舗装とロープで区分けし、雨水は敷地内に枒を設置し、集水後道路側溝に放流するため、周辺の農地には影響がないものと思われます。</p> <p>なお、分筆前の農地を含め調査の翌日に雑草が刈り取られていたため、管理会社及び刈り取りを実施した業者に確認をとったところ、住民からの要望で雑草を刈ったものの、残った農地を駐車場として利用することはないとの回答を得ました。</p> <p>また、以前質問のありました街路灯を設置するかどうかについてですが、街路灯の設置については考えていないとのことでした。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>番号4について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、これより採決に移ります。</p> <p>番号4について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	【挙手全員】
会 長	<p>挙手全員により、番号4については、許可相当とすることに決まりました。続いて、第24号議案「農用地利用集積計画の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>それでは、第24号議案について説明します。</p> <p>この議案は、従前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、市町村が農用地利用集積計画の決定を農業委員会に求めるもので、農地中間管理機構が土地所有者と耕作者、それぞれと同時に賃借権を設定するものでございます。</p> <p>内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【第24号議案 調書の説明】</p> <p>なお、権利の設定を受ける者は、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金であることから、従前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件に適合していることを申し添えます。よろしくご審議お願いします。</p>

会 長	説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。 第24号議案について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
森下幸夫 委 員	田を畑にし、権利の設定を受ける者が耕作するということですか。
課長補佐	そのとおりです。
森下幸夫 委 員	権利の設定を受ける者に農業経験はありますか。
課長補佐	農業経験はありませんが、土地所有者から機械を借りて教わりながら実施するとのことでした。
森下幸夫 委 員	対象地については、所有者から売却したいという話を聞いていました。
課長補佐	売却が難しいとのことで、貸借となりました。
若杉 満 委 員	権利の設定を受ける者の年齢を教えてくださいませんか。
課長補佐	50代です。
森下幸夫 委 員	近くには耕作されていない農地もあるため質問するのですが、本人以外に従事者はいますか。
課長補佐	夫、息子夫婦、娘と実施するとのことでした。
松原昭平 委 員	対象地は現状もあまりいい状態ではない時があるように思います。
若杉 満 委 員	農地中間管理事業を利用する場合は営農計画書の提出はありますか。
課長補佐	農地中間管理事業を利用する場合は営農計画書や構成員の提出は求められておらず、貸し手と借り手の意向が合えば契約できます。
若杉 満 委 員	利用意向調査等で農地中間管理事業の利用希望があった後の流れを教えてくださいませんか。
課長補佐	利用意向調査後は市が希望者をリストとして管理し、農業の希望者に紹介して意向が合えば契約となります。今回は遊休農地ではありませんが、貸し手と借り手の意向があったため契約となりました。
若杉 満 委 員	所有者から貸したいという希望があったということですか。
課長補佐	売却の意向がありましたが難しく、使用貸借という形になり、別で土地所有者が機材を貸し、指導することを契約するとのことでした。
若杉 満 委 員	住所が遠方ということもあり、実施いただけるか疑問に思い質問しました。
会 長	他に質問もないようですので、採決に移ります。第24号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。

委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第24号議案については賛成することに決定しました。
会 長	これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。報告事項19「農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について」事務局より報告をお願いします。
課長補佐	それでは、報告事項19「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」説明させていただきます。 1としまして、農地法第4条による届出が、1件で410平方メートル、概要は、南本地ヶ原町地内で露天駐車場1件です。 2としまして、農地法第5条による届出が、9件で2,603.63平方メートル、主な概要は、大久手町地内ほかで一般個人住宅6件、露天駐車場2件、その他サービス1件です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	1点ございます。違反転用に対する是正指導についてです。登記簿上の地目が農地である土地で現況が非農地利用されている土地、いわゆる違反転用状態の土地の所有者に対して、適切な農地管理、または適切な手続きをしてもらうよう依頼する旨の通知を実施しますので、ご承知おきください。詳細については、事務連絡にて説明させていただきます。
会 長	それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。 次回農業委員会は1月26日(金)午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。 これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。